

芳賀台地土地改良区地区除外等処理規程

(適用)

第1条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等については、法令、定款及び規約に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(農地転用等の通知)

第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4条第1項本文若しくは同法第5条第1項本文の規定による許可（以下「転用許可」という。）の申請又は同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の規定による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には、当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ、転用組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）と連署し、別記様式（第1号）により、転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。

(措置)

第3条 この土地改良区は、前条の通知があったときは、すみやかに、その転用により土地改良区の事業が受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員又は転用関係者に対し次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- (2) 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

(意見書の交付等)

第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあったときは、当該通知のあった日から30日以内に、別記様式（第2号）により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議の意見書を交付するものとする。

(地区除外の申請)

第5条 転用組合員は、第2条の通知に係る土地につきこれを転用するときは、あらかじめ、別記様式（第3号）により土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

(準用)

第6条 この規程は、農地法に基づく許可又は届出を要しない転用及び転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。ただし、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

附 則

この規程は、平成31年3月26日から施行する。

別 記

決済金算定基準

1 決済金の額

決済金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額（2の(1)列記の各負担相当額（決済年度の翌年度以降の負担相当額については、償還金及び年賦支払金を除き、決済時点における現価）の合計額）と土地改良区が支払うべき金銭の額との差額とする。

2 決済の範囲

(1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア 賦課金等

(ア) 未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額

(イ) 農地転用賦課金

農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加（補助金の返還により生ずるもの）に伴う賦課金

イ 償還金及び年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金（利息を除く。）及び土地改良区が負担する国営土地改良事業（決済年度の前年度以前に完了したものに限る。）の負担金に係る年賦支払金（利息を除く。）で決済年度の翌年度以降のものにつき、定款に定めるところにより算定する当該土地の負担相当額

ウ 土地改良区営土地改良事業に係る事業費

(ア) 維持管理事業以外の事業費に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度の翌年度以降の自己負担分につき、定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(イ) 維持管理事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降の自己負担分につき、定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

エ 国営又は都道府県営土地改良事業に係る負担金又は分担金

(ア) 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において国又は都道府県が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担又は分担すべき額につき、定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、土地改良区が負担又は分担すべき額のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(1) 維持管理事業に係るもの

決済時点において国又は都道府県が行う土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担又は分担すべき額につき、定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、土地改良区が負担又は分担すべき額のうち、当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして定款、規約、規程又は総代会の議決により定められた金銭の額のうち当該土地に係るもの

3 その他

決済年度の翌年度以降の負担額の決済時点における現価は、法定利率により算定する。

様式第1号

農地転用等の通知書

平成 年 月 日

芳賀台地土地改良区
理事長 様

転用組合員 住 所
氏 名 印

転用関係者 住 所
氏 名 印

このたび、下記の土地についての農地法第4条第1項本文の規定による(許可の申請、届出)に当たり、
地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申入事項等については別途協議します。

記

1 土 地

字名	番地	地目	用途	面 積	転用面積	転 用 目 的	転用予定日	備 考
				m ²	m ²			

2 位置図

3 農業委員会（都道府県知事）に（転用許可申請書、転用届出書）を提出しようとする日

様式第2号

意見書

別紙記載の土地に係る農地法第4条の許可申請について、本土地改良区の意見は下記のとおりです。

平成 年 月 日

芳賀台地土地改良区理事長 印

記

(第1例)

農地転用に伴う措置（規程第3条）等について協議が整い、本土地改良区としては、差し支えない。

(第2例)

農地転用に伴い次の事項について措置する必要があるが、各記載の理由により協議が整わない。本土地改良区としては、この協議が整えば差し支えない。

事 項	土地改良区の主張	転用者側の主張
①○○水路の付替		
②		
③		
④		
⑤		

(備考) 詳細は別添資料による。

別 紙 (土地明細書)

様式第3号

地 区 除 外 申 請 書

平成 年 月 日通知に係る土地につき、平成 年 月 日以降これを転用するので、
土地改良区の地区から除外されたく申請する。

平成 年 月 日

転用組合員 住 所
氏 名 印

転用関係者 住 所
氏 名 印

芳賀台地土地改良区理事長 様